名　称　亀徳港導灯（後灯）
位　置
所在地　鹿児島県大島郡徳之島町（前灯の西北西方約一一〇メートル）
北緯　二七―四四―三一
東経　一二九―〇一―一〇
変更した事項
位　置
所在地　鹿児島県大島郡徳之島町（前灯の西北西方約一四〇メートル）
北緯　二七―四四―三〇
東経　一二九―〇一―〇九
二　灯一線二八三度
記事　本灯は、二灯一線二八三度を中心に幅約一八度の灯火を点ずる。
記事　補正

○海上保安庁告示第八十二号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　清水港新興津防波堤北仮設灯台
位　置
所在地　静岡県清水港（新興津防波堤北端）
北緯　三五―〇二―二九
東経　一三八―三一―四一
変更した事項
位　置
所在地　静岡県清水港（新興津防波堤北端）
北緯　三五―〇二―三〇
東経　一三八―三一―四二
変更年月日　平成二十五年三月七日

名　称　伊予青島灯台
位　置
所在地　愛媛県大洲市（青島）
北緯　三三―四四―〇八
東経　一三二―二八―三八
変更した事項
光達距離　一二　〇海里
高　さ　七〇カンデラ
変更年月日　平成二十五年三月七日

名　称　油津港東外防波堤仮設灯台
位　置
所在地　宮崎県油津港（東外防波堤外端）
北緯　三一―三四―四五
東経　一三一―二四―三一
変更した事項
位　置
所在地　宮崎県油津港（東外防波堤外端）
北緯　三一―三四―四四
東経　一三一―二四―三一
光達距離　一二　〇海里
高　さ　一三メートル　平均水面上から灯火まで一〇三メートル
変更年月日　平成二十五年三月七日

名　称　土佐黒潮牧場十号施設灯
位　置
所在地　室戸岬灯台（高知県室戸市）の南南西方約二六キロメートル
北緯　三三―一一―三一
東経　一三四―〇七―一〇
変更した事項
光　度　実効光度一五〇カンデラ
光達距離　六・〇海里
記　事　一　附属施設　レーダー反射器
二　高知県管理
変更年月日　平成二十五年三月六日

○海上保安庁告示第八十三号

航路標識の位置その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月二日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　静岡県清水港（新興津防波堤北端）
位　置
所在地　静岡県清水港（新興津防波堤北端）
北緯　三五―〇二―二九
東経　一三八―三一―四一
変更した事項
位　置
所在地　静岡県清水港（新興津防波堤北端）
北緯　三五―〇二―三〇
東経　一三八―三一―四二
変更年月日　平成二十五年三月七日

名　称　伊予青島灯台
位　置
所在地　愛媛県大洲市（青島）
北緯　三三―四四―〇八
東経　一三二―二八―三八
変更した事項
光　度　実効光度三一、七〇〇カンデラ
光達距離　一二・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで一〇三メートル
変更年月日　平成二十五年三月七日

名　称　油津港東外防波堤仮設灯台
位　置
所在地　宮崎県油津港（東外防波堤外端）
北緯　三一―三四―四四
東経　一三一―二四―三一
変更した事項
位　置
所在地　宮崎県油津港（東外防波堤外端）
北緯　三一―三四―四四
東経　一三一―二四―三一
光達距離　一二　〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで七・七メートル
変更年月日　平成二十五年三月六日

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５２号

盛岡市本町通２丁目３番22号　熊谷荘Ｂ―２号、旧住所盛岡市北山２丁目19番１号　吉田荘２号
債務者　松田　達夫
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第５５号

盛岡市月が丘３丁目32番32号　及川アパート１階、旧住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字中村55番地５　メゾンフレール102号
債務者　山崎　智子
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１４号

福島県郡山市大槻町字原田93番地　県営住宅40棟026号
債務者　菅原　俊太
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第９０号

兵庫県明石市魚住町西岡1310番地の５　ロワイヤル明石魚住507号
債務者　野上　容子
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第１７号

兵庫県明石市大久保町大窪517番地
債務者　池内　真吾
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３０号

兵庫県明石市魚住町西岡2386番地　市住29号
債務者　橋本　信孝
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３５号

神戸市西区伊川谷町有瀬967番地の６　ハイツエフォート303号
債務者　和田　久男
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３９号

神戸市西区伊川谷町有瀬502番地の４　県住１―103号、前住所神戸市垂水区狩口台７丁目12番11号　イマージュ舞子203号
債務者　丸尾　浩一
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係